資料３

令和３年度食品安全委員会運営計画

（案）

令和３年３月

食品安全委員会

目　　次

○　審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１　令和３年度における委員会の運営の重点事項・・・・・・・・・・・・・・　2

第２　委員会の運営全般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第３　食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

１　リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な
　実施
２　評価ガイドライン等の策定
３　「自ら評価」を行う案件の推進

第４　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視・・・・・・・・　5

１　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査
２　食品安全モニターからの報告

第５　食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進・・・・・・・・・・　6

１　食品健康影響評価技術研究の推進
２　食品の安全性の確保に関する調査の推進
３　研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

第６　リスクコミュニケーションの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

１　様々な手段を通じた情報の発信
２　「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発
３　関係機関・団体との連携体制の構築

第７　緊急の事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

１　緊急事態への対処
２　緊急事態への対処体制の整備
３　緊急時対応訓練の実施

第８　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・・・・・・　11

第９　国際協調の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

１　国際会議等への委員及び事務局職員の派遣
２　海外の研究者等の招へい
３　海外の食品安全機関等との連携強化
４　海外への情報発信

＜審議の経緯＞

2021年２月４日　第32回企画等専門調査会
2021年２月16日　第805回食品安全委員会（報告）
2021年２月24日から３月25日まで　国民からの意見の募集
2021年３月30日　第810回食品安全委員会

＜食品安全委員会委員名簿＞

佐藤　　洋　（委員長）
山本　茂貴　（委員長代理）
川西　　徹
吉田　　緑
香西　みどり
堀口　逸子
吉田　　充

＜食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿＞

合田　幸広　（座長）
畝山　智香子（座長代理）

阿知和　梨香	亀井　美和子
阿部　絹子	後藤　慶子
有路　昌彦	小西　寛昭
有田　芳子	坂野　譲
石田　茂	佐藤　宏哉
稲見　成之	髙岡　慎一郎
浦郷　由季	戸部　依子
大塚　真理子	永倉　智子
大西　由美	山田　卓郎
鬼武　一夫	米田　千惠
神村　裕子	

＜第32回企画等専門調査会専門参考人名簿＞

唐木　英明
原田　光康
横田　篤宣

第１　令和３年度における委員会の運営の重点事項

（１）事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

（２）重点事項

①　食品健康影響評価の着実な実施

食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改訂の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。

a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し

・　添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成２２年５月２７日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。

・　FAO/WHO において現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成１９年９月１３日委員会決定）の改訂を検討する。

・　薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成１６年９月３０日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。

b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第８条の規定による再評価を受ける農薬に関し、「再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件」（令和元年農林水産省告示第８０４号）により、令和３年度下半期中に再評価を受けるべき者が農林水産省に資料を提出することとなったことから、評価要請がなされた場合、令和２年度までの準備作業を踏まえた評価指針等に基づき評価を開始する。

c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手

食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより関連するデータが蓄積されたことから、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始する。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコニミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日委員会決定（令和元年８月２７日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。

第２　委員会の運営全般

（１）委員会会合の開催

原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（２）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。

（３）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会の下に部会を設置

③　専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
④　関係する専門調査会等を合同で開催

（４）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

（５）リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

（６）事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第３　食品健康影響評価の実施

１　リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

（１）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

（２）企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成２１年７月１６日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き１年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

（３）いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成１８年６月２９日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

２　評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。

本年度においては、添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成２２年５月２７日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続きを検討する。

FAO/WHO において現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成１９年９月１３日委員会決定）の改訂を検討する。

薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成１６年９月３０日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。

ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。

３　「自ら評価」を行う案件の推進

（１）「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成　１６年５月２７日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成１６年６月１７日委員会決定）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。

（２）「自ら評価」の調査審議の推進

前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を公表する。

①　「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定）

②　「アレルギー物質を含む食品」（平成２７年度決定）

（３）「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第４　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

１　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

２　食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和４年２月を目途に実施する。

第５　食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

１　食品健康影響評価技術研究の推進

（１）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

（２）本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

（３）食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙４に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

（４）適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、１０月頃に実地指導を行う。

（５）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成１７年１月３１日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

２　食品の安全性の確保に関する調査の推進

（１）食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙５に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

（２）食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

３　研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。

第６　リスクコミュニケーションの促進

リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコニミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。本年度の重点テーマは「農薬」とする。

具体的な取組としては令和２年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、以下のとおりターゲットごとの対応策を検討し、実行する。

a.　認知度向上を図るため、SNS の拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。

b.　消費者の食品安全に関連する意思決定の支援については、対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。

具体的には、

・　妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、中学生向け情報等の提供
・　地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援
・　報道関係者、食品関係事業者との意見交換

等を行う。

以下、意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。

1　様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

（1）ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

（2）SNS 等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、新たな媒体の活用を含め、各ツールの役割分担と連携を念頭に改善を進める。

①　Facebook

「内閣府食品安全委員会公式 Facebook ページ運営方針」を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

②　メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信し、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を分かりやすく発信する。

③　ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebook で配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④　YouTube

従来対面で実施していた「精講：食品健康影響評価」や消費者との意見交換会等について、動画配信の活用を推進するとともに、より多くの閲覧が期待できるコンテンツの充実や双方向性の確保について検討する。

（3）広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の１年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターにつ

いて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

（4）食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。　食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2　「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

（1）評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。

（2）意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。

これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

（3）訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

（4）食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル

等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3　関係機関・団体との連携体制の構築

（1）リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

（2）地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照）

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

（3）マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特にマスメディアとの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。

（4）学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。

第7　緊急の事態への対処

1　緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速

かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2　緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3　緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、４月～１１月（着任者研修・実務研修）、１２月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第８　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第９　国際協調の推進

1　国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

２０２１年６月　第９１回ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ）（テーマ：食品添加物）

６月　第３６回ＯＥＣＤ農薬作業部会

８月　ドイツ連邦リスク評価機関（ＢｆＲ）サマーアカデミー

９月　レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（ＧＳＲＳ）２０２１

１１月　ＢｆＲシンポジウム（テーマ：毒性学に関する評価技術等）

２０２２年３月　米国毒性学会（ＳＯＴ）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。

２　海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

３　海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）、豪州・ ニュージーランド食品基準機関（ＦＳＡＮＺ）、ポルトガル経済食品安全庁（ＡＳＡＥ）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ＡＮＳＥＳ）、ドイツ連邦リスク評価研究所（ＢｆＲ）及びデンマーク工科大学（ＤＴＵ）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するするとともに、米国食品医薬品庁（ＦＤＡ）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

４　海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年４回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルの PubMED Central（ＰＭＣ）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

別　紙　1

令和３年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調　査　審　議　事　項
令和３年６月	○ 令和２年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 令和３年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 令和３年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
１１月	○ 令和３年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 令和３年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和４年１月	○ 令和４年度食品安全委員会運営計画について ○ 令和３年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 令和３年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和４年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

別　紙　２

令和３年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事　　項
令和３年６月	○　企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
７月	○　ホームページ等による一般からの意見募集の実施
８月～１０月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
１１月	○ 企画等専門調査会における審議（第１回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和４年１月	○ 企画等専門調査会における審議（第２回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
２月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
３月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

令和３年度の研究事業評価実施スケジュール

〔令和２年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（令和３年７月）

↓

食品安全委員会への報告（令和３年９月）

↓

研究成果発表会（令和３年１０月）

〔令和３年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（令和３年１１月）

↓

中間評価の実施（令和３年１２月）

↓

食品安全委員会決定（令和４年３月）

令和４年度新規研究課題決定までのスケジュール

令和４年度に優先的に実施すべき研究課題の決定
（令和３年９月）

↓

研究課題の募集
（令和３年１０月）

↓

書面審査
（令和３年１１月～１２月）

↓

ヒアリング審査
（令和４年１月）

↓

研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整
（令和４年１月～２月）

↓

新規研究課題の食品安全委員会決定
（令和４年３月）

令和４年度に実施する調査課題の選定

令和３年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
（令和３年９月）



実施課題案の選定及び研究課題との調整
（令和４年１月～２月）



食品安全委員会決定
（令和４年３月）

参　考

「令和３年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の募集結果について

１. 実施期間　令和3年2月24日～令和3年3月25日

２. 提出方法　インターネット、ファックス、郵送

３. 提出状況　5通

４. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	食品添加物、農薬、化学肥料、遺伝子組換え、ゲノム編集など、不自然な食べ物がどんどん増えています。そしてNHKでも取り上げていたようですが、その私たちの選択が気候変動や自然災害、食糧難の危機として返ってきています。今までの『科学的根拠』を見直すべきではないでしょうか。『ただちに影響はない』『影響があるとは考えられない』という根拠のない逃げ口上ではなく『安全である』という科学的根拠のみで安全と結論づけ、人体への複合的、長期的な影響や子孫への影響など誰にもわからないことは分からないと示すことが『偽りのない根拠』だと思います。また、御用学者や利害関係企業の研究結果のみを周知させようとするのはやめていただきたいです。2016年に日本政府は多国籍企業や投資家の意見を聞いて政策をとると約	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。 食品の安全については、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されることが必要です。食品安全委員会は、このような考え方の下、引き続き、その時点において到達されている水準の科学的知見

	束しておりその通りに政策が進められています。国民の命や健康、未来の地球や子どものことなど二の次でお気の毒ですが利権とご自身の身を守ることで精一杯です。毎日のように企業に政治が買われていることが報道され『行政が歪められたことはない』と虚しい言葉が繰り返されています。食については、予防原則に則って進めていただきたいです。	に基づいて食品健康影響評価を行ってまいります（食品安全基本法第５条、第１１条第３項）。 なお、農薬、遺伝子組換え食品、添加物等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省へお伝えします。
2	未来を担う子どもたちに食べさせる食事、給食は農薬や化学肥料を使わずに育てた安心安全なものにしてほしいです。給食のパンの小麦は 良質なものにしてほしいです。 特に子どもたちの食べるものにはネオニコチノイドや除草剤は使用はしないように 農薬の基準を世界基準で考えてください。添加物においても 世界中で使用されていない添加物を日本は 許可しているので、人体に影響を及ぼす添加物の使用基準を厳しく見直してほしいです。 身体に害のある遺伝子組換え作物やぶどう果糖液糖、組換えコーンスターチ、デキストリンなどの沢山の添加物や遺伝子組換え作物の使用を認めないでください。 日本には 季節があり食物は旬のものもあり豊かです。昔から受け継がれてきた種や在来種を守ってほしいです！	
3	まず、海外　特にアメリカからの遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品・各国で使用禁止になっているグリホサートなどの毒性が強い除草剤や、ネオニコなどの殺虫剤がたっぷり使われている食品の輸入を全面禁止にして頂きたいです。 又、同じく日本の農業においても農作物へのグリホサートやネオニコなど毒性が強い化	

	学農薬の取り扱いはEUのように禁止にして下さい。 　日本の未来を担う子供達を守る為に、日本の学校給食で出される食物は、韓国の様に有機・もしくは自然栽培のものを提供するよう定めて下さい。それが無理なく持続的に続くよう行政や国はしっかりと管理・保証して下さい。	
4	・リスクコミュニケーションで、農薬に重点を置くとのことだが、その内容が「農薬は適切に使用されており、残留農薬の上限基準は100の安全係数で除しているので、まず人体には影響ない」ということにならないようにお願いします。 日本で使われ（残留が許容され）ている農薬の成分数や種類数の多さ、世界各国との残留農薬基準の比較も当然周知すべき。 ・企業からの申請に基づく評価は、申請から１年以内にという目安だが、国民のリスク回避のためには「１年以内に」という足かせは無くし、期間短縮のために企業提出の検証結果をうのみにする結果とならないよう、十分注意すべき。疑義のあるものはきちんと精査するということだが、疑義の起きないように上手に検証結果を作り上げられていたら、どうするのか？	食品安全委員会は、令和３年度のリスクコミュニケーションの重点テーマを「農薬」とし、科学的知見に基づいて、中立、公正な立場で行った残留農薬の食品健康影響評価について、分かりやすい説明に取り組んでまいります。さらに、国民から信頼できる情報の入手先となるよう取り組んでまいります。 　農薬の成分数、種類数や残留農薬基準の設定に関しては、これらのリスク管理を実施している厚生労働省、農林水産省へお伝えします。 　食品健康影響評価に使用する資料については、国際機関の指針等も参考にして、リスク管理機関が法令等に基づき、試験成績の信頼性が確保されたものの提出を求めているものです。 　評価においては、原則として、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いることとしており、食品安全委員会においても、個別の試験結果について、試験条件、試験結果等のデータの

	・世界一の残留農薬、添加物、遺伝子組み換え品容認国といわれるわが国で、それらの複合影響を検証しないのはおかしな話。言い訳として「国際機関でその必要はないといわれている」とか「複合影響の検証方法が確立されていない」とかいうのはやめて、「非自然食品先進国」の日本が主導して検証方法を確立するようお願いします。	科学的な信頼性を確認しています。また、必要な場合は追加の資料提出や試験実施を求め、十分な審議により評価を行っています。 現在、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）や JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、食品安全委員会においても、引き続き最新の情報の収集と提供に努めてまいります。
5①	１．引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。 【第６ リスクコミュニケーションの促進】に関して 2021 年度運営計画（案）では、引き続き戦略的なリスクコミュニケーションが重点に挙げられており、今年度のテーマが「農薬」と示されました。この間、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートについて、国民の関心が高まっている状況を踏まえ、整理された情報が貴委員会から周知されることを期待します。 2020 年度に実施した意識調査の結果を受け、対象者やニーズを踏まえた、より具体的な対応策が示されました。これらは、消費者の安全・安心な食生活を守る上で有益であり、当会は前向きに評価します。着実に実施してください。	食品安全委員会は、リスク評価機関としての認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコニミュニケーションを実施します。 具体的には、令和２年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の報告を踏まえ、例えばインターネットによる動画の配信やオンラインセミナーの開催など、一般消費者に一層わかりやすい情報発信のあり方や双方向のリスクコミュニケーションを目指します。 さらにマスメディアとの関係では、食品の安全に関する正しい情報が発信されるよう、季節

	一般消費者に対しては、目に留まりやすく、専門的な知識がなくても理解できる伝え方や見せ方の追求も重要です。文字情報ばかりでなく、画像や動画を効果的に活用してください。また、ＳＮＳのアンケート機能を用いて消費者の理解度を定期的に測定・分析するなど、消費者の「声」に耳を傾けながら、活発な議論が生まれるよう、双方向のリスクコミュニケーションを実現させてください。 消費者がリスクアナリシスの枠組みを理解し、貴委員会の存在や役割を知るなどリスク評価機関としての認知度が向上する施策を進めてください。 メディアに対して教育的要素を盛り込んだリスクコミュニケーションを積極的に実施してください。多くの消費者はメディアを通して日々情報を得ていますが、必ずしも発信内容が適正であるとは言えません。消費者が正しく情報を理解できるよう、メディアへの周知を行ってください。	性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会等を実施します。
5②	２．過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。 【第３ 食品健康影響評価の実施 ３「自ら評価」を行う案件の推進】に関して 食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。	食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定めている厚生労働省において危害情報を収集・分析した上で、リスク管理の在り方を検討すべきものです。頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。 厚生労働省が食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、食品安全委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行います。

	2021 年度から開始される農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議して検討してください。	
5③	３．整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。 【第３ 食品健康影響評価の実施 ２評価ガイドラインの策定】に関して 未策定の「アレルゲン」の評価ガイドラインの策定を早急に進めてください。また 2021 年度計画（案）に示されているように「添加物」「微生物」「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインの改訂の検討を着実に進めてください。	アレルゲンを含む食品については、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）での調査審議において、現在の状況では精緻なリスク評価を行うには知見が不十分であることが指摘されています。WG では、今後、科学的知見が揃い、複数の特定原材料の品目について具体的な評価を行った後に、評価指針策定の必要性・妥当性を含め、改めて検討することとしています 。 なお、「添加物」「微生物」及び「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインについては、改訂の検討を着実に行ってまいります。
5④	４．いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組んでください。 【第１ 令和２年度における委員会の運営の重点事項 （２）重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して 消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、気軽に手にすることができます。近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しない形態や摂取方法による健康被害が発生しています。 一方で、消費者が「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて、学ぶ機会はほとん	いわゆる「健康食品」については、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで消費者団体の勉強会や大学院に講師を派遣し、「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」の解説を行ったほか、Facebook 等を通じて情報提供を行いました。 令和３年度においても、引き続き積極的に「健康食品」に関する意見交換や情報提供を行ってまいります。

	どありません。消費者はそれらを十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生しているのが現状です。貴委員会が実施した一般消費者などの国民に対する意識調査では、ハザードごとの不安の程度・情報発信の必要性の 2 項目において「健康食品」が上位に入っています。一つでも多くの健康被害を減らすため、情報発信の方法および内容の工夫や丁寧なリスクコミュニケーションを行うべきです。 特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって分かりやすく有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度を向上し、消費者にとって「あたりまえ」な知識となるような工夫を行ってください。必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。	

※頂いたものをそのまま掲載しています。